

協働環境委員会会議録

令和元年12月17日(火)

(開会) 10:01

(閉会) 14:50

【案件】

1. 議案第130号 令和元年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
2. 議案第132号 令和元年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
3. 議案第138号 令和元年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)
4. 議案第153号 訴えの提起(旧穎田体育館敷の所有権確認請求)
5. 議案第154号 訴えの提起(旧穎田武道館敷の所有権確認請求)
6. 議案第155号 訴えの提起(穎田野球場敷の所有権確認請求)
7. 議案第156号 訴えの提起(旧穎田市民プール敷の所有権確認請求)
8. 議案第157号 訴えの提起(穎田グラウンド敷の所有権移転登記手続請求)
9. 議案第158号 訴えの提起(旧穎田体育館敷の所有権移転登記手続請求)
10. 議案第159号 訴えの提起(穎田野球場敷の所有権移転登記手続請求)
11. 議案第160号 訴えの提起(穎田野球場敷の所有権移転登記手続請求)
12. 議案第162号 指定管理者の指定(飯塚市体育施設)
13. 議案第163号 指定管理者の指定(飯塚市健幸プラザ)

【報告事項】

1. スマート・ウェルネス・シティサービス展開事業について **【健幸・スポーツ課】**

○委員長

ただいまから協働環境委員会を開会いたします。「議案第130号 令和元年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

それでは、「議案第130号 令和元年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。補正予算書の133ページをお願いいたします。第1条において、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億7862万4千円を追加しまして、総額を歳入歳出それぞれ140億5526万7千円としようとするものです。今回の補正は、本年度上期の実績をもとに、決算見込額を精査いたしまして、増額をしております。詳細につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。まず、歳出予算の主なものについて説明いたします。142ページから歳出予算になっております。143ページをお願いいたします。1款1項1目、国民健康保険システム改造委託料につきましては、オンライン資格確認の導入等に必要なシステムの改修を行うためのもので、718万3千円を計上しております。次に、144ページをお願いいたします。3款1項、医療給付費分、続きまして145ページの2項、後期高齢者支援金等分及び3項、介護納付金分につきましては、福岡県への納付額が確定しましたので、その額にあわせ、それぞれ補正をしております。146ページをお願いいたします。5款、基金積立金につきましては、国保税の収納不足や、保険給付費の増嵩に備えるため、保険給付費等準備基金に積み立てをするものです。次に、147ページをお願いいたします。6款1項2目の償還金につきましては、平成30年度の国庫負担金等の超過交付分を返還するもので、9383万1千円を計上しております。

次に、歳入予算の主なものについてご説明申し上げます。137ページをお願いいたします。1款1項1目、一般被保険者国民健康保険税につきましては、8月分までの調定実績から3月までの調定額を推計いたしまして、3909万8千円増の20億5674万4千円を計上

しております。これは、当初予算編成時に見込んでおりました被保険者数に比べまして、実際の被保険者数が多くなっていたということによるものでございます。138ページをお願いいたします。1款1項2目、退職被保険者等国民健康保険税につきましては、被保険者数の減の影響によりまして、1115万9千円減の238万8千円を計上しております。139ページをお願いいたします。3款、県支出金、1項1目、保険給付費等交付金につきましては、主に県繰入金の支給決定額の減額により、1億766万1千円を減額しております。140ページをお願いいたします。5款1項、一般会計繰入金につきましては、療養給付費等国県負担金減額分繰入金の一部制度廃止などに伴う前年度精算分の影響などによりまして、3550万3千円を減額しております。同じページですが、6款、繰越金につきましては、平成30年度の繰越金4億1885万2千円を計上しております。以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

共産党の川上直喜です。予算書の135ページ、特定健康診査等事業費について、まず事業の概要をお尋ねします。

○医療保険課長

特定健康診査につきましては、40歳から74歳までの国民健康保険加入者を対象にいたしまして、生活習慣病、糖尿病でありますとか高脂血症、高尿酸血症などの発症や重症化を予防することを目的といたしまして、メタボリックシンドロームに着目した健康診断でありまして、平成20年度から実施しています。また受診者につきましては、結果説明会などを開催しまして、検診結果に応じました生活習慣の改善や医療機関への受診勧奨といった特定保健指導をあわせて実施しております。特定保健指導の内容につきましては、受診者の状況に応じまして、対面や電話による動機づけ支援、また積極的支援と申しまして、3カ月から6カ月、継続して、健康指導をするといった内容となっております。

○川上委員

特定健康診査を受けて大変よかったというような方の声は、どのように聞いていますか。

○医療保険課長

大変よかったという声はちょっと直接聞くようなことはあまりないんですけれども、特定健康診査によりまして、初期の糖尿病でありますとか、そういったものを見つけることができますので、その重症化に移行する方を少しでも防げるようなことにはなっているというふうには考えております。

○川上委員

何年間か取り組んできたんだけど、この事業の自己評価としてはどういう評価がありますか。

○医療保険課長

特定健康診査の実施状況、過去5年ぐらいの受診率を見返して申し上げますと、平成25年度46.5%、26年度は47.6%、27年度は47.7%、28年度が49.9%、29年度が50.2%、ちょっと30年度がまだ数字が出ておりませんが、こういうふうな推移をしておりまして、地道な受診勧奨の結果、少しずつでありますけれども、受診数が増加しておりますし、これによって見つからないまま重症化するような初期の糖尿病の方などを少しでも重症化を防いでいるんじゃないかというような評価をしております。引き続き受診率向上の取り組みを続けていきたいと、そのように考えております。

○川上委員

現状から私が考えるには、このままでいけば大体5割を超えるかなということだろうと思うんですよね。しかしこれによって、苦痛が緩和できているということもあるんですけど、早期発見、早期治療によって、国保会計上のメリットというのは、まだあらわれていませんか。

○医療保険課長

特定健診を受けていただくことによって、病院にかかる機会とかが、重症化してかかるよりは医療費がかからないということもあるかと思うんですけど、なかなかその数字を出すのが難しいところがございます。ちょっとそういうのを出せてはいないんですけども、特定健診の受診率は国のほうが交付金を出しております。保険者努力支援制度というのがございますけど、その評価項目の中に、受診率の評価をする基準がございますので、ちょっと点数が幾ら上がったなら幾ら補助金がふえると、そういうのは、ちょっとはっきりとは、全体で配分しますのでわかりにくいんですけども、財政的なメリットはあるものと考えております。

○川上委員

市民の苦痛を緩和するということから言えば、受診率100%を目標とすべきだろうと思うんですけど、国の今言われた補助との関係でいうと、近いところで、ここをクリアすれば、国保会計にこのくらいの有利さがあるというようなものは、見えてこないですか。

○医療保険課長

努力支援度の評価基準とかをちょっと見させていただきますと、前年度を上回ってれば、10点プラスでありますとか、50%を超えますと35点プラスであるとか、ちょっとそういった基準はありますので、そういった基準は設けてあるようですので、少しでも高い受診率を目指していくということは重要だと思っております。

○川上委員

私はこういう場合は、その他のこととは違って目標設定していてもいいのではないかというふうに思うんですね。それで、この間、少しずつ受診率は伸びているというのはわかりましたけれど、それでも5割ということ。それで現在、この受診率を上げていきたいということのようなんですけど、現在取り組んでいる強化点、強化ポイントはどういうことがあるのか。また、それをやれば、今後こういうふうに伸びるだろうという、伸ばすことができるだろうというような見通しがあるか、お尋ねします。

○医療保険課長

現在受診を勧奨する取り組みと申しますが、地道な通常の通知でありますとか、電話でありますとか、個別に受診勧奨しております。またそのほかに平成27年度以降につきましては、2年続けて継続受診者と言いますが、について、受診料金500円ですけれども、無料化するような取り組み、また市内各種イベントを通じて、例えば颯田の産業祭でありますとか、本町商店街では百縁市でありますとか、そういったところで啓発活動を行うというような取り組みを行っております。受診率の向上に努めております。これをやったらどれくらい上がるかというのが、なかなかわからないところではありますけれども、一応、国が定める目標が60%、国民健康保険の場合は60%という数字がございますので、何かいろいろ考えながら、今後ともやっていきたいと思っております。

○川上委員

それをやった場合、どのくらいまで伸ばしていけるかというようなことはまだわからないんですね、今の話ではね。そこの辺が、今後の検討課題ではないかなというふうに思います。次に、136ページの総括の歳入にあります国民健康保険税について、お尋ねします。今年度、2019年度の税率にかかわる福岡県の標準保険料率はどうなっておったか、お尋ねします。

○医療保険課長

令和2年度、来年度分ですけれども、国民健康保険事業費納付金関係の仮算定を県のほうが11月に行いまして、11月27日付で通知がっております。これによりますと、ちょっと個別に申し上げますと、医療分の所得割が7.88%、現行よりプラス1.08%、均等割が2万5194円、現行よりプラス4194円、平等割が2万7223円、現行よりプラス4223円、後期支援分につきましては、所得割が2.83%、現行より0.03%プラス、均等

割が8470円、現行よりプラス370円、平等割が9071円、現行よりプラス271円、介護納付分につきましては、所得割が2.68%で現行より0.08%プラス、均等割が1万202円、現行よりプラス1102円、平等割が7457円で現行よりプラス757円となっております。

○川上委員

福岡県はどういうつもりでこういうものを通知してくるんですか。どういう意味があるんですか。

○医療保険課長

この標準保険料率と申しますのが、県のほうが、県として全体の国保の医療費を賄うために、国保事業費納付金というものを各市町村から徴収いたしますけれども、それぞれ各市町村に割り振るに当たっては医療費水準でありますとか、所得水準でありますとか、考慮して配分するというふうになっておりますけれども、市町村ごとに納付金額を納めるためにはこのくらいの率が必要だろうというふうな試算に基づいて、標準の保険料率を出して、各市町村に示すという流れになっているところでございます。

○川上委員

福岡県の市町村に対する親切心からのアドバイスと。決定の押しつけではないということですかね。

○医療保険課長

この標準保険料率と申しますのは、各市町村がそれぞれの税率を定める際に、参考にするようにというような数字と聞いております。

○川上委員

その自治体の被加入者の経済状態とかいうのは考慮に入っているんですか、それには。

○医療保険課長

先ほど申しました国保の事業費納付金を各市町村に配分する際に当たっては、各地域の所得水準を考慮しておりますので、所得水準が低い部分には納付金は多少ちょっと配分が少ないというような基準になってございますので、その地域の所得については、ある程度考慮されていると思われま。

○川上委員

今回の補正は、国民健康保険で増額補正となっております。2793万9千円ということなんですけれども、その理由をお尋ねします。

○医療保険課長

今回の補正予算につきまして、国民健康保険税の一般分の増額につきましては、国民健康保険の被保険者というのは年々減少しておりますけれども、当初予算を計上する際に、その年当初予算計上時は、その前の年の基準で計算いたしますので、翌年になるに当たって、この程度、被保険者が減るだろうという見込みを立てました。その分が大体例年の推移から見ると3%程度と見込んでいたんですけれども、実際、蓋開けてみると1%台の減少にとどまりましたので、今回補正予算を計上するに当たりまして、見積もりをしましたところ増額に結果的になってしまったというような状況でございます。

○川上委員

減免のレベルを下げたとかいうことはないんですか。

○医療保険課長

今回、国民健康保険に関しては、限度額を春に先決で上げさせていただいた分と、2割軽減、5割軽減の分の範囲を広げたという分がございましたけど、それ以外の改正はあっておりません。

○川上委員

今回12月補正によって、決算の見込みが見えてきたと思います。基金の状況を含めて、どういう見通しか、お尋ねします。

○医療保険課長

国民健康保険の決算見込みの状況ということでございます。繰越金が先ほど申しました4億1885万1千円に対し、前年度の超過交付分の返還金が9383万1千円となっておりますので、実質の繰り越しにつきましては3億2502万円というような数字になっております。これに対しまして、基金積立金につきましては、1億7629万4千円でございますので、令和元年度、単年度としての収支につきましては、1億4872万円の赤字となる見込みです。12月補正現在では、そういう見込みです。なお、急激な医療費の増嵩でありますと、税収減などに備えて積み立てております保険給付等準備基金の残高につきましては、30年度決算時に、7億6174万5千円となっております。したがって、決算見込みでは9億4625万3千円となる見込みです。

○川上委員

当年度積立予定は3億8672万円の予定だったでしょう。積立予定額は、それが、今回補正で積立額は減りますよということを含んでいるんですかね。

○医療保険課長

言われましたとおり、当初の段階では、ことし始まった段階では3億2500万円ほどの繰り越しを持ってきておりましたので、それが当年度は収支とんとんであれば、積み立てられるというような状況でありましたけれど、単年度につきましては、1億4872万円の赤字が見込まれておりますので、実際に積み立て予定の額は、1億7629万4千円というような数字を見込んでおります。

○川上委員

申しわけありません。基金の現在高は、今年度末の見通し、幾らと言われましたかね。

○医療保険課長

9億4625万3千円を見込んでおります。

○川上委員

仮に、今後毎年度1億5千万円の赤字が出たとしても、現状持ちこたえられると。一定長期間にわたり。そういう数字だと思います。そういえば、今まで国民健康保険税、前年度平均2万円引き下げはしましたけれども、本来は高い国民健康保険税、それだけが要因ではないけれども、主に、それを住民に押しつけた結果の形がここにもあらわれておると思うので、本来、住民に、これからでいいのかということもありますけれども、還元してしかるべきものではないかというふうに思うんですね。それで、私は国民健康保険税の引き上げを示唆する標準料率の通知が福岡県から来ておると。このまま間に受けて、これに合わせていくと、とんでもない増税になっていくんですね。それで、これはアドバイスは聞いたということにして、飯塚市としては独自の努力で、県言いなりの国民健康保険税の引き上げなどは決して行わず、引き下げを検討すべきではないかというふうに思うんですよ。前年度1所帯平均で2万円ということもありましたけど、実感があるという方ももちろんおられました。だけど、よくわかりませんという方もいるんですね。階層によって違うでしょうから。それで、今回は今からではありませんけれども、かなりしっかりした値下げを今からでも検討できないのかというふうに思うんですけれど、均等割の問題とか平等割の問題とか、全国知事会が国に2010に申し出た話もご承知と思います。今からこの引き下げを検討することはできませんか。

○医療保険課長

保険税の引き下げということでございますけれども、令和元年度につきましては、1億5千万円弱の赤字が出ております。まだ新年度の試算とかがきれいにはできておりませんが、県に納める事業費の納付金とかなども今後伸びていくような方向しかちょっと見えておりませ

ん。現在の単年度収支が赤字である以上、ちょっと引き下げを検討するのは、なかなか今のところ難しいかなというふうな感想を持っております。基金につきましても、現在で7億円以上ありますけれども、今後急にふえたりとか、県の納付金額が上がったりとかそういうことも考えられますので、長期的に安定させていくような扱い方をちょっとしたいなというふうには考えております。

○川上委員

基金が9億4千万円かあるから、これだけを使って引き下げというような検討は難しいと思うんですよ。やっぱり法定外繰り入れを、一般会計からの繰り入れをきちっと行って、住民の苦しみを軽減していく。そのことによって、資格証明書という保険証取り上げなどやめて、安心して病院に行って、その上で保険税はどうやって払おうかということが考えられるようにする必要があるというように思うわけです。それで、12月14日付の神奈川新聞をネットで見ました。神奈川県大井町は、18歳以下の子どもたちについて、均等割分、これは引き下げではないけれども、引き下げか、均等割を廃止したわけではないけれども、全額減免と方針を打ち出して、そうかと喜ばれているわけですね。それで、勉強されていると思いますので、先ほども言いました増額補正、2700万円の増額補正、それから基金の積み増し、残高見通しが9億4千万円というわけですから、仮に法定外繰り入れをしきらない場合でも、こここのところを考慮すれば、大井町のように飯塚市でも18歳以下の子どもさんの均等割分の全額減免ができるのではないかなと思うんですね。これについては、検討されたか。またその場合、本市の場合は、財源はどのくらい必要になるか、お尋ねします。

○医療保険課長

今、言われました神奈川県の大井町の情報でございます。内容につきましては、2020年度から18歳以下の子どもさんを対象に、国民健康保険税の均等割を全額減免するという内容のようです。これによる大井町の税収減につきましては、大体658万円ぐらいの影響を見込んでいるという記事になっておりました。対象者が大体334人という記事になっておりましたので、本市に置きかえ、ちょっと試算をしようと思ったんですが、ちょっと時間が足りませんで、試算ができておりません。ただ11月末時点で、本市の国民健康保険の被保険者18歳以下の方が3千人弱、2968人おられますことから、率とかが違うと思いますので、単純に倍していいかわかりませんが、10倍程度必要なのかなというふうな感想を持っております。試算は今後していこうと思っておりますけれど、今のところ、そういうところでございます。

○川上委員

副市長、嘉麻市が子どもの医療費無料ということで、もう3年目ですかね。飯塚市民はどうなるんだと。桂川町民もどうなるんだということで、桂川町も遠からず動き始めると思うんですね。飯塚は抜け駆けされたとか、そういう言葉遣いもありましたけど、抜け駆けされたら、追いついていけばいいじゃないですか。飯塚はずっと我慢をし続けるというか、子どもさんたちに我慢をさせているということなんですけど、そういったことを考えた場合、これも急いでやる必要があると思いますけど、自己負担ゼロとかね、急いでやる必要があると思うけれども、もう一步前進させるという点で言えば子どもを大事にするという思想が、飯塚市にあるというのをアピールすることは、市全体の総合戦略からいっても有効かと思っておりますので、ぜひ副市長、検討してもらいたいと思っておりますが、答弁できますか。

○市民環境部長

今、委員から言われました内容についても、今後検討してまいりたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、「議案130号 令和元年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、反対の立場で討論します。詳しくは本会議で述べますが、基金をこのように大幅に積み増す一方で、高過ぎる国民健康保険税を引き下げず、資格証明書の発行による、つまり国民健康保険証の取り上げによる受診抑制がなお広範に残っており、1年間通用する正規の保険証も短期保険証の発行ということで抑制するというので、市民を苦しめ続ける補正となっているので、認めることはできません。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第130号 令和元年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は举手願います。

（ 挙 手 ）

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第132号 令和元年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第132号 令和元年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の補正補足説明をいたします。補正予算書の179ページをお願いいたします。第1条において、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ7513万1千円を増額いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ19億5646万3千円としようとするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

まず、歳出予算からご説明申し上げます。183ページから歳出予算になりますけれども、184ページをお願いいたします。2款、広域連合納付金につきましては、歳入予算の保険料の増等に伴い、7560万6千円増の19億1126万7千円を計上しております。

次に、歳入予算182ページをお願いいたします。1款、後期高齢者医療保険料につきましては、広域連合による保険料の軽減特例措置の見直しによる影響等によりまして、総額で2985万1千円増の13億4359万7千円を計上しております。4款、繰越金につきましては、平成30年度の出納閉鎖期間、平成31年4月及び令和元年5月収納分の保険料につきまして、4475万4千円を計上しております。以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

予算書182ページ、歳入の後期高齢者医療保険料の増額補正2985万1千円について、理由をお尋ねします。

○医療保険課長

保険料の増です。2985万1千円の増ですけれども、今年度、後期高齢者の保険料につきまして、制度開始以来続いておりました軽減特例措置が、一部廃止されたことによりまして、保険料の調定が増額となったものでございます。具体的には当初より、もともと7割軽減であったものが、軽減割合を割り増して、9割軽減となっております。この分が段階的に廃止されておまして、当年度、令和元年度につきましては、9割軽減が8割軽減に変更されました。これによる影響により保険料の調定が増となっております。

○川上委員

今最後に言われた件ですけど、当初の制度設計とはいえ、7割軽減を9割軽減にしたのはいいけれども、9割軽減を8割、そして7割まで落としていこうという考え方というのは、どういう考え方でしょうか。

○医療保険課長

後期高齢者医療の軽減特例措置につきましては、制度開始以来、時間がたちまして、軽減特例に費やした費用が莫大になっているというところもございますし、後期高齢者につきましては現役世代が支援している部分が多々ありますので、世代間の公平感とかいうところも考慮して徐々に廃止とするというような方針をとっているというふうに伺っております。

○川上委員

その辺、納得いかないんですよ。保険料は一定額の年金のある方は年金から天引きでしょう。無年金や年金の水準が非常に低い場合は、現金を納入しなければならないということになるんだけど、ですから一定額の年金がある方は、その滞納のしようがないですよ。今言った状況の方たちが滞納ということになるんだけど、滞納件数はどのくらいありますか。

○医療保険課長

今資料が手元にございませんで、ちょっとお時間いただいてよろしいでしょうか。

○川上委員

それで主に、そういう水準の低所得者の方と思うんだけど、その方々が滞納した場合、どういうペナルティーをかけるようになっていますか。

○医療保険課長

後期高齢者医療の場合につきましては、滞納を一定期間続けた場合につきましては、短期保険証、6カ月証を交付することにしております。

○川上委員

一定期間というのはどのくらいですか。

○医療保険課長

基準がございまして、保険料を滞納しておられる被保険者の方が、その保険料の納付期限から1年を経過するまでの間に保険料を納付しない場合とございます。

○川上委員

それでは少しイメージしていただきたいんですけど、75歳以上の高齢者ですよ。年金の水準が低いか無年金か。ものすごい大金持ちもおられるかもしれませんが、基本的に低所得の方ですよ。その方々が、ある月に滞納し始めていく。これがずっと12カ月滞納していく。金額ふえますよね。病院に行くのは、高齢者として普通のことですから。だから一方では生活苦がそこに集中している可能性が高いですよ。その方々が、そういう状況になると今度は飯塚市から法律に基づいてペナルティーを加えられるということになるんだけど、どういうペナルティーがありますか。

○医療保険課長

現在のところは、6カ月の短期証、場合によっては、規定上は3カ月の短期証もありますけど、交付させていただくような形になっております。

○川上委員

窓口負担はどうですか。

○医療保険課長

病院の窓口負担については、特に影響はございません。

○川上委員

そういうふうに厳しい環境状況や条件の方が、どんどんどんどん生活苦が増していると思われる流れの中で、一般に、保険証を期限付きの短期しか渡さないと。そのときに想定されるのは、加齢に伴う、一般の慢性的なというのもあるでしょうけど、重篤な病気になることは、一

般よりもかなり可能性が高いですよ。低所得です。日常的に栄養状態とかどうかとか心配されるような状況の方から、保険証をその期間は取り上げていくということになるわけでしょう。だから非常に深刻に受けとめています。それで国とかは、滞納者に悪質でない者はいないとかいうわけですよ。滞納する者はみんな悪質というのが税務署、国の考え方なんです。そうやって研修で言うわけですから。だけど、私たちは、地方公共団体は、滞納している方のところこそ、行政の仕事のやりがいがあるところだと思うんですよ。その人数が、やっぱり担当課のほうで頭の中に入っていないというのは、あまり感心できないなど。それで今回補正による今年度決算見込み、全体としてはどうか、お尋ねします。

○医療保険課長

後期高齢者医療の特別会計につきましては、福岡県の後期高齢者医療広域連合のほうで調定いただきました保険料を徴収いたしまして、広域連合の事務費負担金などとあわせて、広域連合に納入するというのが全体の動きになっておりますので、この収支状況につきましては、この補正予算において、全体の医療と収支状況の評価をするのはちょっと難しいものだと思います。

○川上委員

後期高齢者の医療保険料、来年度の見通しはどうですか。

○医療保険課長

後期高齢者広域連合におきましては、制度開始以来2年ごとに保険料率の見直しをされております。前回2年前に改正されておりますので、今年度改正の予定があるものと思っております。ちょっと確認はしたんですけども、今のところちょっと今度、年明けの議会でおそらく条例改正案が上がってくるんじゃないかと思うんですが、今のところ、ちょっとどうなるかわからないというような回答でございます。

○川上委員

下がる見通しはないでしょう。安倍政権のもとで。だから、今どのくらい上げるかという議論をしている最中というか、もう終局を迎えているでしょう。ですから、まだ口外できないという段階だったかもしれないけど、やっぱり、市としては先ほど言ったような、私としては、先ほど指摘したような実情も、県にも飯塚市議会議長が議員なんですかね、広域の。ほかに、桂川町長も議員なんでしょう、広域の。だから、そういうルートを通じてでも、引き上げにならないように頑張ってもらいたいという要望を飯塚市としてもしてしかるべきではないかというふうに思います。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、「議案第132号 令和元年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、反対の立場から討論します。高過ぎる保険料を年金から天引きし、主にその年金に達しない高齢者からは特別に納付を求めて、それが一定期間滞るとペナルティーを科す。受診抑制につながるペナルティーを科すという今の制度そのものが問題ですけども、今回の補正には、その中身が反映しており認めることができません。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第132号 令和元年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は、挙

手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第138号 令和元年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○環境整備課長

「議案第138号 令和元年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」について、補足説明をさせていただきます。補正予算書の245ページをお願いいたします。第1条で規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ102万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1664万7千円とするものでございます。今回の補正につきましては、歳入における利子及び配当金、並びに基金運用収入の金額の変動、平成30年度決算による前年度繰越金の額の確定、また今年度前期実績により支出見込額を算出し、それに基づき補正を行うものです。詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明させていただきます。

歳入からご説明いたします。248ページをお願いいたします。2款1項、財産運用収入につきましては、実績に基づきまして、1目1節、利子及び配当金を6千円増額、2目1節、基金運用収入を2千円減額、次に3款1項1目、繰越金につきましては、前年度決算の結果、前年度繰越金を101万7千円増額補正するものです。

続きまして、歳出についてご説明します。249ページをお願いいたします。1款1項1目、一般管理費につきましては、19節、負担金補助及び交付金において、企業局への事務委任負担金を9千円増額、27節、公課費において消費税を2万8千円の減額。次に、2目、施設管理費につきましては、11節、需用費において、光熱水費を63万7千円減額、13節、委託料において、維持管理委託料及び汚泥抜き取り等委託料を合わせて4万2千円減額、25節、積立金において、汚水処理施設整備基金積立金、預金利子積立金、及び運用収入積立金、合わせて、171万9千円の増額補正を行うものです。以上簡単ですが、補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第138号 令和元年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:58

再 開 11:10

委員会を再開いたします。

次に、「議案第153号 訴えの提起(旧穎田体育館敷の所有権確認請求)」から「議案第156号 訴えの提起(旧穎田市民プール敷の所有権確認請求)」までの4件は関連があるため、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健幸・スポーツ課長

議案書、33ページをお願いいたします。「議案第153号 訴えの提起(旧穎田体育館敷

所有権確認請求)」から「議案156号 訴えの提起（旧穎田市民プール敷の所有権確認請求）」につきまして、一括にてご説明をさせていただきます。提案理由といたしましては、旧穎田体育館敷地帯に存在する個人名義の土地について、時効取得による所有権確認を求める訴えの提起をするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

原告は飯塚市で、被告は当該土地の表示登記に記載されております4名、事件名は所有権確認請求事件でございます。旧穎田体育館は昭和46年に、旧穎田武道館は昭和50年に、穎田野球場は昭和48年に、旧穎田市民プールは昭和46年に、それぞれ開設され、現在に至るまで市が施設と一体的に当該土地の管理を行っており、市が時効取得するのに必要な期間を経過していることが判明しております。表示登記に記載されています所有権について調査いたしましたが、保存登記がなされていないこともあり、本人の所在が判明しなかったため、当該土地の保存登記手続きができない状況となっております。このため被告となる4名に対し、時効取得を原因とする所有権確認を求め、福岡地方裁判所飯塚支部に訴えの提起をするものでございます。また本件訴え提起後において、必要と認める場合は和解するものとしております。以上、簡単でございますが説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

訴えの提起、156号までということなんですけれど、この4件について、時効取得ということなんですけれども、それぞれに時効成立期間が何年で、それぞれについて何年経過しているのか。民法の規定できているんでしょう。そここのところも紹介してください。

○健幸・スポーツ課長

民法の規定では、20年が時効取得の期限となっております。

○川上委員

悪意を持って土地を占有した場合の規定でくるわけですか。悪意なくというのが10年なんですよね。その悪意を持ってというほうの適用になるんですか、これは。

○健幸・スポーツ課長

今、おっしゃられたとおりで、20年、悪意を持ってということで、20年とさせてもらっています。

○川上委員

裁判したときに、10年か20年、どちらを援用するかというのが争いになると思うけど、なる場合があると思うけれど、悪意を持ってという認識で、20年でいくんですか。

○健幸・スポーツ課長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

本市にどういふ悪意があったのかと問われたら、何と答えるんですか。

○健幸・スポーツ課長

最初、この土地について持ち主の登記があって、その後、いろんな体育館、武道場等々の施設を設置したその時の経緯については、ちょっと不明でございます。ただし、その後20年はもう経過をしているというところでございます。

○川上委員

ですから、それは10年経過をもって時効援用をするという考え方もあろうし、その悪意なくね。20年というのを判断したのであれば、本市に悪意があったということですかと聞かれたときに、はいと言うというわけでしょう。じゃあどういふ悪意があったんですかと。飯塚市ですよ、こちら。どういふ回答するんですか、向こうに。

○健幸・スポーツ課長

先ほど申しましたように、当初の段階については現状わかっておりません。その中で、弁護士と協議をした中では、この20年の適用が望ましいというところで、回答を得ているところでございます。

○川上委員

飯塚市が20年で、時効援用を求めると、訴えるというふうに考えるけど、弁護士はどう思いますかと、顧問弁護士でしょう。という聞き方したのか、それとも顧問弁護士が20年と言ったのかどちらですか。

○健幸・スポーツ課長

弁護士の方より、20年の適用ということで回答を得ております。

○川上委員

飯塚市が20年ですか、10年ですかと聞く前に、弁護士が20年の期間経過により時効を援用するというので、どうかと向こうから言ったわけですね。弁護士から。こちらが20年とか10年とか言わなかったんですね。弁護士が20年ですよというように、こちらは考えてなかったけど、弁護士が言ったということですかね。

○健幸・スポーツ課長

先ほど申したように、最初の経緯はちょっと今不明という状況で、その場合10年と20年という考え方がございますけれども、最初の分が不明というところで、20年の考えが望ましいというところで、今回の内容とさせてもらっています。

○川上委員

飯塚市という公共団体の長が、私人を訴えるわけですよ。民法の第何条の、どの規定に基づいて訴えるんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:17

再 開 11:18

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長

失礼しました。民法162条 時効の取得に基づきまして、今回、その中での20年の適用をさせていただいております。これについては、先ほど申しましたように最初の段階の分が不明というところで、市といたしましては、その当初の分がわからない。10年については、善意の場合でございますけれども、その分ではなく20年のほうを適用して訴えるというものでございます。

○川上委員

このところ飯塚市の事務手続の中で、公文書の記載ミスとか、それから条例の改正を忘れておりましたというようなことがあるし、契約書の締結に当たり別の契約書の写しを使って名前と住所だけ変えて出して、特約事項が前の契約書のとおりでしたとか、あるんですよ。それで、その顧問弁護士とどういう関係で仕事するかということだと思いますね。訴えの提起をしておいて、どの法律、規定に基づいて行うかがよくわからないというくらいでは、相手が争ってきたときには、沈没するでしょう、飯塚市が。訴えるんですよ。地方公共団体の長が。20年ということについては、ちょっと難しさがあるんじゃないですか。その相手の了承がなく、占拠した、占有したという意味合いで20年なんですか。その了承を得ていないから、悪意があったという20年ということなんじゃないですか。わからないですか。

○坂平委員

ちょっとお尋ねするけど、これは旧穎田町のときのもともと建てたときは、地権者がおられ

たんですよ、持ち主が。そうでしょう、どっちですか、まずそこから答えてください。

○健幸・スポーツ課長

はい、地権者はいらっしゃいます。

○坂平委員

合併して十数年になります。今これが今後の維持管理、いろんなことを考える中で調査をしたところ、この公共施設の中にわからない土地があるということで判明したわけですね。今現在は、相手方は全くいないわけでしょう。不明と言うことで書いてある。(発言する者あり)

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:22

再 開 11:25

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長

申しわけありませんでした。先ほど答弁させてもらった分を、ちょっと整理させていただきまされども、当初、この施設を設置する際について、その土地の売買であったりとか、そういうものについてが現状、不明という状態でございます。その当時、現登記になされている地権者についても、その方がその時点で存命であったのかどうかというところについても不明でございます。そういう状況を鑑みまして、今回、時効取得の手続に当たりまして、10年と20年の適用がございますけれども、20年の適用をさせていただいたというところがございます。

○川上委員

そこを占拠、占有したときに、地権者がおったということはわかっておったわけですね、今の答弁だと。

○江口委員

穎田町の時代に、体育館を整備するなり、そういった公共施設を整備するに当たって、当然のことながら買収なりをされていたとは思いますが、ただ現実には資料が残っていなかったりとか、当時の状況がわからない。なので所有の意思はあったんだろうと。ただ、その部分の証拠もないので、取得ができなかった。その不安定な状態がずっとあるので、今回改めて、他のところもありましたよね、学校の中に他人の土地があるとかね、その一連の整理する中で提案をしているということでよろしいんですよ。

○健幸・スポーツ課長

はい。そのとおりでございます。

○川上委員

20年の時効援用ということであれば、他人の土地をそれとわかっていて、占拠、占有する意思が明確であったということになるだろうと思うんです。誰の土地がそこにあるかわからなくても、公共団体が手に入れましたということは100%ありませんので、いずれにしても、副市長、法律行為を行うのに議会で聞かれてそうかな、そうかなと休憩までとって説得されるようなありさまでは、大丈夫ですかね。それで、少しお尋ねします。この訴えを提起すると決意したのはいつか。それから今日までの経過を時系列で教えてください。

○健幸・スポーツ課長

穎田体育館及びその周辺体育施設に、このように民地が残っておることにつきまして、その整理の必要性につきましては、10年程度以前より認識はしておりました。しかしながら、その整理には時間と労力が相当必要なことから、手をつけられずにいたところでございます。しかしながら、平成30年度に穎田体育館を休止し、本年、穎田武道館を休止、廃止をする中で、今後の方向性等を検討することが予想されましたので、平成29年頃だったかと思えますけれ

ども、所有者の照会等、また戸籍の請求等ございましたので、そこに着手し、今回、それらの整理ができましたので、時効取得の手続を行っているところでございます。

○川上委員

10年前から大変な時間と労力が必要であるということで触ってなかったけれど、いろいろ公共施設を廃止するという状況の中で、この際、法的に整備しておこうということのようですが、この訴えが認められた、勝訴した場合あるいは和解ということもあるでしょうけど、その場合のこの土地、この手に入れた土地含む全体の土地が、行政財産のまま維持するのかどうか、お尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

体育館、プール、武道館、野球場、グラウンド敷につきましては、この一帯、颯田中央公園の一部となっております。この中で体育館、プール、武道館敷につきましては、施設の廃止は行っておりますが、建物は今現状そのままとなっております。実施計画の中では、これらの施設は隣接する児童館と一体的に検討することが必要であるとしていることから、旧公民館を含めまして、一体的な活用について、検討が今後必要であると考えております。

○川上委員

一体的活用というのは、健幸・スポーツ課の所管の流れの中で、一体的活用を考えるという意味ですか。

○健幸・スポーツ課長

現状、体育館敷につきましては、建物がございます。これについては、それ以外の活用策というのは、解体等をしなければ、次の施策というのは見出し切れないと思っております。この一帯全体を含めて颯田中央公園というくくりとなっておりますので、その中で整備が今後どういうふうにするかということ、健幸・スポーツ課だけということではなくて、一体的に整備が必要になるかと思っております。

○川上委員

これは公園ということなんですけど、そしたら福岡県ほかの法の網が何かかかっているんじゃないんですか。

○健幸・スポーツ課長

先ほど申しました、この一帯については颯田中央公園の一部となっておりますので、都市計画法の網といいますか、そういう形での規制ないし、そういうものがかかっているものと考えております。

○川上委員

都市計画マスタープランも、4年ぐらいかけて扱うようになっていくんだけど、そのときの対象になりかねないのではないかと。つまり、飯塚市の行革の基本的な考え方は、行政財産として当面計画がないようなものについても遊休地とみなして売っていき、売り飛ばしていきという考え方でしょう。関の山の保安林でも売ろうというぐらいの考え方だから。そうすると、もしこれを、行政財産を廃止して、そして普通財産にして、入札か何かで民間に売っていきという話になると、飯塚市に一定規模の収入がありますよね。資産価値が増していく形になる。そうなってくると、それを想定するとわかると思うけど、あなた方が訴える被告は利益を得る可能性がありますよね、本来は。そうしたことを考えれば、この裁判はどう考えているかわからないけど、20年であるか10年であるかというのは非常に重要な争いになる可能性があるなというふうに思うんです。それで、その上で行政財産のままずっといくという決意を確認できるかどうかということになるんだけど、どうですかね。

○市民協働部長

この地域については、私どもの健幸・スポーツ課所管の土地だけではございませんで、福祉関係とか教育関係の所管の土地もございます。そういったところを含めて、今までの市の考え

方としては、ここの土地はまとまった土地でもあり市のためにも一体的な活用を検討していくというのが、今までの市の考え方でございますので、当然、今回のこのような手続をした後は、市全体で一体的な活用について今後検討を進めていくということになります。

○川上委員

それは市の共通財産として、共有財産として扱っていて、民間とかに売却できるような方向はたどらないという答弁だと確認していいですか。売却するとかしないとかも含めて、今後、一体的に活用方策を検討していくということでございます。

○委員長

川上委員、議案の範囲内で、お願いいたします。

○川上委員

今言ったところが、方向性が出されていないと裁判の本格的な争いになったときには、そのことが問われてくる可能性がありますという質問だから、全然外れていないと思うね。だからそのことをさっきから指摘しているわけですよ。そのところ、何か検討したことがあるんですかね。弁護士と、その辺は何かこう詰めたところがあるんですか。

○健幸・スポーツ課長

弁護士とは今後の活用等々については、全く話はしておりません。先ほど部長が申しましたように、現状は、この施設廃止した後、颯田中央公園としての行政財産としての活用となります。そのあとの方策についてはまだ全く決まっていないところでございますので、その辺の協議、その将来についてのことは、まだ全く協議をしていないところでございます。

○川上委員

その段階で、訴えの提起を議会に出したわけね。だから、裁判になったときは、今言ったような論点が出てくるし、それから和解といったときには、どういう和解の仕方になりますか。飯塚市が、私とその土地をいいですよと言ったら売らなうと。売ったらものすごいお金が入ってきますよねと。では和解の条件として、別の要素が入ってくるでしょう。だから、このところはいまいにしたまま、訴えの提起です、議会で議決してくださいというやり方は安易過ぎるのではないかというふうに心配しますので、それは指摘しておこうと思うんですよ。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、議案第153号から156号の各訴えの提起について、同意しかねるということで、反対の立場から討論を行います。きょうの委員会の場での反対理由は、拙劣であると。議案の提出が。そういうことを指摘しておきたいと思います。本会議でもう少し調査をして、詳しく述べたいと思います。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第153号 訴えの提起（颯田体育館敷の所有権確認請求）について、原案どおり可決することに賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

「議案第154号 訴えの提起（旧颯田武道館敷の所有権確認請求）」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第155号 訴えの提起（穎田野球場敷の所有権確認請求）」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第156号 訴えの提起（旧穎田市民プール敷の所有権確認請求）」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第157号 訴えの提起（穎田グラウンド敷の所有権移転登記手続請求）」から「議案第160号 訴えの提起（穎田野球場敷の所有権移転登記手続請求）」までの4件は関連があるため、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健幸・スポーツ課長

議案書45ページをお願いいたします。「議案第157号 訴えの提起（穎田グラウンド敷の所有権移転登記手続請求）」から「議案第160号 訴えの提起（穎田野球場敷の所有権移転登記手続請求）」につきまして、一括にてご説明させていただきます。提案理由といたしましては、時効取得を原因とする所有権移転登記手続の訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

原告は飯塚市で、被告は、議案第157号につきましては、当該土地の権利部に登記されております所有者の相続人3名、議案第158号につきましては、当該土地の権利部に登記されております所有者の相続人9名、議案第159号につきましては、当該土地の権利部に登記されております所有者3名の相続人7名、議案第160号につきましては、当該土地の権利部に登記されております所有者1名でございます。穎田グラウンドは昭和48年に、旧穎田体育館は昭和46年に、穎田野球場は昭和48年に、それぞれ開設され、現在に至るまで、市が施設と一体的に管理を行っており、市が時効取得するのに必要な期間を経過していることが判明しております。時効取得に伴う所有権移転手続を行うため調査を行いました。議案第157号から議案第159号までについては、所有者死亡により数次相続が発生しておりました。また、議案第160号につきましては、本人の所在を特定することができませんでした。このことから、共同申請による時効取得を原因とする所有権移転登記手続が困難な状況となっております。このため、「議案第157号」から「議案第159号」につきましては相続人に対し、「議案第160号」につきましては、所有者に対し、時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求め、福岡地方裁判所飯塚支部に訴えを提起するものでございます。また、本件訴え提起後において、必要と認める場合は和解するものとしております。以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

先ほどの時効の援用の20年、10年というのも、この4件とも同じですか。

○健幸・スポーツ課長

この件についても20年の適用でございます。

○川上委員

先ほど聞けばよかったんだけど、その和解にそれぞれが応じないという場合はどうということですか。和解じゃない。ちょっと混乱しました。先ほどと同じことでしょうか。今から聞いても。後で反対討論しましょう。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、議案第157号から第160号までの4件について、反対の立場で討論します。先ほども討論した内容と同じですけれども、あまり、よく準備された訴えと考えられない。拙劣さばかりが目立つので、今回の訴えについては同意できません。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第157号 訴えの提起（潁田グラウンド敷の所有権移転登記手続請求）」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第158号 訴えの提起（旧潁田体育館敷の所有権移転登記手続請求）」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第159号 訴えの提起（潁田野球場敷の所有権移転登記手続請求）」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第160号 訴えの提起（潁田野球場敷の所有権移転登記手続請求）」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第162号 指定管理者の指定（飯塚市体育施設）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健幸・スポーツ課長

議案書60ページをお願いいたします。「議案第162号 指定管理者の指定（飯塚市体育施設）」について、ご説明をいたします。本案は、現在、指定管理者に管理を行わせております飯塚第1体育館のほか12施設の契約期間が本年度末で満了することから、次年度以降の新たな指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるため提案するものでございます。

対象施設は、1の指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称に記載をいたしております飯塚第1体育館ほか12施設で、施設数は変更ございませんが、現契約に含まれておりました市民公園のスポーツ広場については、当該地が新体育館建設予定地となりましたので、これを対象から除外し、かわりに、先の議会で議決いただきました飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例で、新たに指定管理者制度の対象施設となりました筑穂多目的グラウンドを追加させていただいております。

指定管理者は、指定管理者となる団体に記載をいたしております一般社団法人 飯塚市スポーツ協会でございます。本年6月5日に本委員会で報告させていただいたところでございますが、当該団体につきましては、前身である飯塚市体育協会が、平成31年4月1日に法人格

を取得し、設立された団体でございまして、現在も指定管理者として体育施設等の管理を行っております。

契約期間は、3の指定管理者に管理を行わせようとする期間に記載をしており、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます。ただし、第1体育館などの一部施設につきましては、指定管理期間を新体育館が供用開始されるまでの期間といたしております。議案書62ページから64ページにかけまして、指定管理施設の名称及び所在地、規模、構造及び開設時期を記載いたしております。

議案書65ページをごらんください。主な業務内容につきましては、「ア 事業に関する業務」、「イ 施設運営に関する業務」、次のページをお願いいたします、「ウ 施設の管理に関する業務」、「エ その他の業務」に記載しておるところでございます。次に、本業務に係る当該団体からの主な提案内容につきましては、2の指定管理者となる団体の概要の②主な提案業務内容及び事業計画に記載をいたしているとおりでございます。

次に指定管理者の選定に関しましては、非公募で行ったところでございます。非公募にした理由といたしましては、非公募により選定を行った理由に記載をいたしておりますが、同団体が本市と協働して健幸都市いづかの実現に向け取り組んでいること、市内の各種競技団体等が社員となり、同団体を構成していることから、同団体が本市スポーツ行政に必要な存在であるため、飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、第2条ただし書きの規定に基づき、非公募といたしたところでございます。

議案書66ページをお願いします。指定管理料の上限額といたしましては、年6858万8千円。ただし新体育館の供用開始後は、管理施設が少なくなるため、その場合の上限額につきましては、年4682万4千円といたしております。次に選定評価結果につきましては、800点満点中610点、率にして76.3%の評価結果でございました。以上簡単でございますが、「議案第162号 指定管理者の指定（飯塚市体育施設）」について、説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○江口委員

指定管理者については、現状も指定管理をやっているわけですが、その間で評価を受けたのではないかと思います。その評価はどういった形でしたか。

○健幸・スポーツ課長

外部評価を行っておりますが、すみません、その結果について、今資料をちょっと持ち合わせておりません。申しわけありません。

○江口委員

そのときに特段ひどい評価ではなかったという理解でよろしいですか。及第点はあったと理解してよろしいですか。

○健幸・スポーツ課長

そのときの評価といたしましては、及第点はとっております。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

○川上委員

今、提案があっている指定管理者の指定ですけれども、これがなった場合、指定管理業務の事業規模はどのくらいになりますか。事業の――。（発言する者あり）

○健幸・スポーツ課長

スポーツ協会の全体の予算規模ということよろしいでしょうか。（発言する者あり）市スポーツ協会につきましては、現状、この第1体育館ほか12施設プラス、健康の森のプール

等々の指定管理の受託をいたしております。本年度の予算額で申しますと、飯塚第1体育館ほか12施設の指定管理料が6865万円。健康の森公園体育施設の指定管理料が6098万円でございます。なお、スポーツ協会につきましては、市から事業委託、それと補助金を支出いたしております、社会体育事業委託費が80万円、体育協会の補助金が330万円でございます。

○川上委員

ちょっと、もう少し丁寧に質問すればよかったかなと思いますけど、事業規模としては1億3千万円程度ということなんです。ここを市が直営でやるのか、委託をするのか、指定管理者制度でいくのかというのは、その公共施設の適正な管理運営にかかわるだけではなくて、再委託があるでしょうから、その地域の仕事の展開、受注の展開にも影響が起り得る事なんですけど、それでよくわからなかったのは、非公募でことし一般社団法人になったばかりの何の実績もないこの法人に、非公募でおたくにお願いしますという皆さんの度胸というか、どこをどう信頼して、1億3千万円超しているよね、事業を任せる決断をしたのか、そこのところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○健幸・スポーツ課長

今回、市スポーツ協会を指定管理者として非公募で選定した理由といたしましては、同法人が市内各種競技団体や地域団体により構成されており、また、その設立目的といたしまして、スポーツ活動を通じ市民の健康、体力の増進及び相互の親睦、運動技術の向上を図り、あわせて本市のスポーツ振興に寄与することを目的といたしまして設立された団体であるということでございます。市スポーツ協会とは、体育協会当時、ここ3年前だったと思いますけれども、より団体のあり方等々について、私どもと協議をしまして。その中で、責任の所在が不明確である点等々の理由で、その辺をはっきりしてくださいという申し出に対して、当時、体育協会でございますけども、今年度4月1日に一般社団法人の設立に向けて、その分が達成されております。それ以外につきましても、いろんな事業について連携をして実施してきたところございまして、その辺が十分信用ができる団体ということで、今回非公募とさせていただいたところでございます。

○川上委員

それだけ信頼している、信頼してあなた方も関与してできた一般社団法人ということのようですから、それほど信頼できるんだったら、公募して、競争して、もっといいものを提案してもらって、頑張っていたかどうかという考え方もあったと思うんですよ。公募してどこかと競争したら、せっかくつくった一般社団法人飯塚市スポーツ協会が選ばれない、選定されない危険性があったということなんでしょう、今の話を聞いていると。だから非公募にしたわけじゃないんですか。

○健幸・スポーツ課長

この第1体育館ほか12施設の指定管理につきましては、これまで2度ほど、指定管理の公募を受けております。その際についても、当時でございますけども、体育協会1団体のみが申請を行ったという状況が1点ございます。それと市内については、ほかにこれだけの施設を管理できる団体はないという判断をいたしております。

○川上委員

これだけの施設を管理運営できないのであればというか、ちょっと逆さまの言い方になるけど、市がすればいいことなんです。それで先ほど、体育協会の名誉にかかわるような話がありました。責任の所在がはっきりしていないので、飯塚市がはっきりしてくださいよと言いました。飯塚市体育協会は、飯塚市とは独立した別の団体でしょう。飯塚市が責任の所在がはっきりしてないから、きちんとしてくださいというふうに言うのは、何があって、そういうことを言わざるを得なくなったのかね、また、体育協会のほうも飯塚市からなぜそういうこと

言われたいといけなわけですか。体育協会内部の問題だとすればですよ。飯塚市との関係で何か問題が生じたから、責任の所在があいまい、しっかりしてくれと言ったのか、飯塚市との間ではないけれども、内部で起こったことについて飯塚市が介入したとするならば、どういうことで介入したのか、それは、それ以前の指定管理の仕事、指定管理者としての仕事をする過程で起こったことなのか、補助金の過程で起こったことなのか、ちょっと聞きたいと思います。

○健幸・スポーツ課長

先ほど申しました責任の所在と申しますのは、それまで当時体育協会でございますけれども、任意団体でございました。その経理諸々についても、当時からでございますが、指定管理を受けている。先ほど言われていましたように、1億3千万円の予算と申しますか、そういうお金を扱っているという点から判断と申しますか、当時、最初は体育協会の中でそういう話がありまして、その後、どのような手法がとれるか、手法というのはどういう団体に移行できるのかとか、そういったものの相談があって、一般社団法人が一番、その一般社団法人ということも、私どもが言ったわけではございませんけれども、その辺ははっきりした団体の設立が望ましいのではないのでしょうかというアドバイスはさせていただいた状況でございました。一番最初は協会内部の中で、どういうふうな組織がいいのかとか、いろんな指示命令の系統であったりとか、そういうのがいいかというのは内部で協議がされた後に、市のほうにもその相談がっております。

○川上委員

本来はそこで立ちどまって、この公共施設の維持管理にかかわる業務を、その任意団体である飯塚市体育協会に一本槍で選定したのは、あなた方自身でしょう。だから、それがうまくいかなかったということであれば、さっき及第点とかいう話もあっていたけど、飯塚市体育協会に指定管理者となってもらって、仕事してもらったことについて、よかったところと困ったことがあろうと思うんだけど、それは総括はできていますか。

○健幸・スポーツ課長

その総括、指定管理者が体育協会、現スポーツ協会でございますけれども、そちらになってよかった点につきましては、役所の直営時代と比べまして、柔軟な対応はできるようになったかと思っております。いろんな夜であったりとか、土日の対応を含めて、直営でもそれなりの十分さにはできていたかとは思いますが、より柔軟な対応ができるようになったかと思っております。デメリットといたしましては、指定管理者になることで、実際、その指定管理者制度がということではなくて、市のほう、行政のほうで、当然その管理スキルが少なくなっているというところ、現状がわかりにくくなったというところがデメリットとしてあると思っております。

○川上委員

そのよさを延ばし、デメリット、よさというのは柔軟性のことなんでしょう、利用者に対するね。それを伸ばす。それからデメリットは、飯塚市の中にこの分野のスキル、能力の蓄積、経験の蓄積がなくなってしまうという、これをどう克服するかというテーマが、今回の指定管理を継続するというのであれば、同時に考えられる必要があるけど、そこで、いくつか聞きたいのは、一般社団法人、任意団体に指定管理者となってもらって、時間がたって、一般社団法人になるというように、今言っておられるわけだけど、一番最初から、そのときから一般社団法人化して、ここに一般社団法人化して安心できる、信頼できるというんだったら、最初からすればよかったんじゃないかという疑問もあるわけですよ。それができなかった理由があるんですか。

○健幸・スポーツ課長

当初、指定管理者制度の導入に当たりまして、その際、指定管理の申請する団体の条件といたしましては、法人格を持たなくても申請ができるという条件がついておりました。それは今

でも、指定管理者制度の中での運用の中では、市の運用の中ではそういうふうになっております。当時につきましては、法人格の必要性については問わない、そのことがいろんな団体から、もしくはそういう会社等々からいろんな申請がある、門戸をもうちょっと広くするというのが最初の考え方だったのではないかと思っております。その考え方の中でスポーツ協会のほうについては、法人格を持たなくてもいいというところで、そういう最初の段階でございますけれども、その必要性を感じていなかったという状況でございます。

○川上委員

そうであれば、当初、門戸広くというか、そういう柔軟性のためにということかもしれないけれど、そのために法人格を持たなくてもいいですよ。その中で、体育協会あなたですよって選んだわけでしょう。だから、その法人格を持たなくてもよいと言ったのは、体育協会のために言ったのと同じですよ。そこだけを選ぶんだから。今回は、巡り巡ってちょっとそれでは具合が悪いということで、この法人格を持たなければならないというふうにしたんですか。

○健幸・スポーツ課長

そういうふうにはなっておりません。法人格の必要性を条件とはいたしておりません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12 : 10

再 開 13 : 08

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

午前中の質問で飯塚市体育協会のときは、責任の体制が弱いのではないかという問題意識もあって市が介入して、一般社団法人として法人格を取得して、しっかりとした責任体制がとれるということになりましたというようなことで、非公募でスポーツ協会だけを対象に認めるというか、随契にしましたということなんですけど、果たして、この体育協会のときの法人格のない状態から法人格のあるスポーツ協会になったとして、その事業規模が1億3千万円と、その他の仕事もスポーツ協会はするんでしょうから、そうしたことが本当にできるのかということをお聞きしたいんです。それで先ほど社員としては、それぞれのスポーツ団体になっていきますということなんですけど、一括してこの組織の体系がどうなっておるか、お尋ねしたいと思います。

○健幸・スポーツ課長

執行機関といたしまして、理事が代表を含めて7名いらっしゃいます。そのもとに議決機関といたしまして、29団体、こちらのほうから1名が理事として選出をされております。途中と申しますか、専門委員会といたしまして地区スポーツ振興委員会、それと競技専門委員会委員等で組織がなされております。

○川上委員

この団体の年間の予算規模は、どの程度ですか。

○健幸・スポーツ課長

約1億2千万円ほどになっております。

○川上委員

理事が7人で理事会を構成するんですか。

○健幸・スポーツ課長

先ほど申しました7名にて、理事会を構成いたします。

○川上委員

それで理事長は福田さん、元飯塚市の部長で議会事務局長もしたことがある方ですよ。それ

で、そのほかの役付はどうなっていますか。

○健幸・スポーツ課長

それ以外の理事の方ですけれども——。（発言する者あり）理事でございますけども、杉村 晃さん、それと土居勝政さん、それと後藤直巳さん、藤川隆人さん、それと高木俊巳さん、畠中光市さん、幹事が高橋政継さんでございます。

○川上委員

全員の名前を求めてなかったんですよ。役付の副理事長とか、監査とかを聞いたかったんだけど。副理事長はなしですか。

○健幸・スポーツ課長

副理事長とか、役付というはございません。代表理事とほか理事という形になります。

○川上委員

代表理事と理事で理事会が成り立っているんですか。

○健幸・スポーツ課長

はい、そうでございます。

○川上委員

あなた方の提出したのものには福田さんは代表理事となっておりますか。

○健幸・スポーツ課長

代表理事、福田良人となっております。

○川上委員

そしたら、副責任者はいないということですね。

○健幸・スポーツ課長

理事の中からその中に副理事長であったりとか、そういうものはございません。ただし、その理事の中で、いろんな会を代表する際に、順番は決めているものでございます。

○川上委員

それは一般社団法人ということでしょう。それで、先ほど反問がありましたけど、事務局の体制はどうなっていますか。

○健幸・スポーツ課長

事務局長以下職員として10名、それと臨時職員3名での雇用がなされております。

○川上委員

事務局長は、この中で常駐、全員フルの常駐ですか。10人は。

○健幸・スポーツ課長

先ほど申しました事務局の中での10名、こちらのほうはシフト制であったりとか、いろんなものありますけども、常駐といいますか、フルタイムで勤務をいたしております。

○川上委員

第1体育館に、この10人プラス3人がシフトを組み合わせながら、そこに皆さんがいて活動するということですか。

○健幸・スポーツ課長

第1体育館の勤務といたしましては正職員6名でございます。

○川上委員

わかりました。それで、体育協会のときの体制はどうだったんでしょうか。事務局の体制。

○健幸・スポーツ課長

第1体育館での先ほど申しました勤務というのは、6名で変わりはございません。

○川上委員

そうしたら実務体制については変わりはないということですかね。そうしたら、法人格のない体育協会が法人格あるスポーツ協会に変わったんだけど、責任体制が強化されたということ

でしょう。それはどういった点が強化されたんですかね。事務局は、メンバーが変わらないということなんだけど。

○健幸・スポーツ課長

法人化に当たりまして、その組織が法人格を持つということは、その説明責任であったりとか、その予算、いろんなもの執行に対して、適正な執行をほかの方にも、それを知らしめることが必要になる。任意団体であれば、その辺がある程度、言い方がちょっと語弊があるかと申しませんが、ずさんなりがち、なりやすいという傾向がございますので、その辺、一般社団法人の法人格をとったというところがございます。

○川上委員

そしたら実務的な処理の体制そのものは変わりがないということですかね。

○健幸・スポーツ課長

単純に人数のものでカウントいたしますと変わりはありません。

○川上委員

社会的責任が法的に義務づけられたということなんですね。それでちょっと気をつけながら答弁があったと思うけど、ずさんになりがちと言われたんだけど、体育協会がずさんな事例があったか、なかったか、はっきりしておいたほうがいいと思うので、どうですか。

○健幸・スポーツ課長

体育協会におきましては、指定管理者を受けている関係で定期的に市の監査を受けます。平成29年6月に監査があり、その際にいろんな指摘を受けております。例といいますか、そのときの指摘内容でございますけれども、規定に基づく利用料、こちらのほうが徴収がされていない事例があったということ、それと市と協会の備品が区別されていなかった、備品台帳が未整備であったという点の指摘等々がされております。

○川上委員

そしたらそれは、体育協会のままでは、克服ができないという判断をしたんですかね。

○健幸・スポーツ課長

この監査指摘を受けましてその後、市と体育協会ではいろんな協議を行いました。それは体育協会のほうも、その分で団体として、しっかりしていかないといけないという認識を持たれて、自分たちでも考えられておりました。それと、あわせて私どもとも協議をいたしまして、法人格をとることがいいだろうという結論を持たれたという経緯になっております。

○川上委員

次は、指定管理者として、スポーツ協会になった場合は、再委託は認めるのか。認める場合は、どういう条件があるのか、ないのか、お尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

再委託は認めております。例えばでございますけれども、清掃業務であったり、いろんな法定点検、保守点検でございますけれども、そういうのは再委託をいたしております。その分を認めているという体制になっております。

○川上委員

その際に何か条件は、ないですか。気がついたら委託していましたとか、飯塚市は知りませんでしたとか、時々あるじゃないですか。事前に協議して、了承を得ることとか、そういうのはないですか。

○健幸・スポーツ課長

指定管理に当たりまして、その仕様書の中でございますけれども、指定管理が行う業務の中に、個々の業務の再委託については、業務を一括して第三者に委託し、また請け負わせることはできない。ただし、清掃、警備といった個々の業務の再委託については、あらかじめ市の書面による承諾を得た場合は、この限りではないというふうになっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は議案第162号に反対の立場で討論します。理由の1は、ますます大きくなる事業に、飯塚市スポーツ協会が本当に責任を負えるのかという点で、飯塚市体育協会時代の残念な出来事を反省し、そういうことが起こらないようにということで、法人格取得までしているんだけど、事業規模が大きくなっていくという点からいって、事務局体制も変わらないという状況では、不安材料が大きいと思うんですよ。

それから、理由の第2は医療、それから栄養とともに、健康にとって不可欠なその運動とスポーツにとって、重要な施設の運営が民間の私的な部分に集中していく傾向が今続いていると思うんですよ。特に、清掃、メンテ関係ということで、これはかなり大きなお金が動く分野ですよ。そこについても市がかかわることができないというようなことでは、予想できない利害関係、権益関係を新たにつくることにもなりかねないという心配です。

それから、体育協会に指定管理者をお願いした時期のなんて言うか、デメリットというか、について答弁がありましたけど、公的な関与が大きく後退することは、本市のスポーツの振興を通じた健幸都市づくり、また災害時に、これらの施設を活用する場合にとって、公的関与がまた経験やスキルや能力が低下するというのは、好ましくないと考えます。

あえて4点目を言えば、体育協会だとかスポーツ協会には法人格があろうとなかろうと、まず、スポーツの愛好、それから施設の利用、それらを通じて全体的なスポーツの振興にできる状況を楽しむということであって、そのための施設整備については、市が独自に責任を持って公共サービスを提供するというので、いわば公共サービスの利用者と提供者との関係を区別して市が責任を負うというふうにしていったほうが、本市が今目指している健幸都市づくり、スポーツの振興という点からいうと合理的ではないかと、市がもう少し責任を持ってしかるべきだというふうに思いますので、今回の議案については同意できません。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第162号、指定管理者の指定（飯塚市体育施設）」について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第163号 指定管理者の指定（飯塚市健幸プラザ）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健幸・スポーツ課長

議案書67ページをお願いいたします。「議案第163号 指定管理者の指定（飯塚市健幸プラザ）」についてご説明いたします。本案は、現在直営で管理していただいております飯塚市健幸プラザについて指定管理者に管理を行わせるに当たり、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるため提案するものでございます。

指定管理者は、「2 指定管理者となる団体」に記載をいたしております一般社団法人 飯塚市スポーツ協会でございます。契約期間は、「3 指定管理者に管理を行わせようとする期間」に記載のとおり、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます。議案書68ページに当該施設の名称及び所在地、規模構造及び開設時期、業務内容を掲載させ

ていただいております。次に、本業務に係る当該団体からの主な提案内容について、指定管理者となる団体の概要の②主な提案業務内容及び事業計画に記載をしておりますとおります。

議案書69ページをお願いいたします。指定管理者の選定に関しましては非公募で行ったところでございます。非公募にした理由といたしましては、「3 非公募により選定を行った理由」に記載しておりますが、本施設は、健康づくりの拠点施設として設置されたものでございます。施設内にはトレーニングルームと多目的室があり、トレーニング室には有酸素運動に有効なトレーニングマシンが多数設置されております。また、多目的室では健康増進につながるさまざまな教室を開催いたしております。他方、当課が所管する飯塚第1体育館にもトレーニングマシンが設置されており、また、健康の森公園多目的施設にもトレーニング室と多目的室が設置されております。このような状況から飯塚市健幸プラザの管理につきましては、これらの体育施設内と一体的に管理することが市民の健康づくりに係る事業を効果的かつ効率的に展開できると考えた次第でございます。また、本施設のもう一つの目的である中心市街地の憩いの空間・にぎわいづくりでは、地元との連携が不可欠でございます。これは、地元企業で市内各地に広く裾野を有する者でないと困難でございます。以上のことから、飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、第2条ただし書きの規定に基づき、非公募としたものでございます。次に、指定管理の上限額は、年1839万5千円といたしております。次に選定評価結果につきましては、700点満点中443点、率にして63.3%の評価結果でございます。以上で、簡単ではございますが、「議案第163号 指定管理者の指定（飯塚市健幸プラザ）」について説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

健幸プラザについては、さきの議案のスポーツ施設とは多少趣が異なる施設だと思っております。今回、スポーツ協会さんに非公募でやるわけなんだけれど、趣の違う施設であるけれども、それでもスポーツ協会さんを選んでいるわけです。その点について十分にこの施設を運営できるのかどうか、その点については、どのように判断をされたのかお聞かせいただけますか。

○健幸・スポーツ課長

まず、導入に当たりましては、こちらの施設は平成27年10月から開設いたしまして、3年8カ月が経過しております。現状少しずつではありますが、利用者がふえているという状況でございますが、直営管理の中では、限界が近くなっているというふうに感じております。さらなるサービスの提供、また、経費削減もございませうけれども、さらなるサービスの提供として利用者をふやすために、今回指定管理者を導入するという結論といたしますか、決定をいたした次第でございます。その中で、今回、市スポーツ協会、こちらのほうを指定管理者として選定を行ったわけですが、こちらの法人、これは先ほどの議案でも申しましたけれども、市内各種団体、地域団体により、まず構成がされておまして、その設立目的といたしまして、スポーツ活動を通じて市民の健康、体力の増進、及び相互の親睦、運動技術の向上を図り、あわせて本市のスポーツ振興に寄与することを目的といたしております。こちらのほうも、先ほどの議案の時に、お話をさせていただきましたけれども、近年、いろんな事業でスポーツ協会とは連携した事業を行っております。今、本市の目標といたしております健幸都市づくり、こちらについても、スポーツ協会と協力をいただいております。そのことも含めまして、健幸都市を目指す本市といたしましては、市スポーツ協会が必要不可欠な存在であり、今後も連携、協力していくことが最善と考えた次第でございます。

○江口委員

前の議案のスポーツ施設については、それでいいと思うんです。ただ、今回の健幸プラザと

いうものに関しては、先ほど言ったように趣が違うと言ったのはなぜかという、ここはトレーニング室だけではなく、多目的室があるわけですね。そこで、食育の部分をやっていたわけでしょう。ところがスポーツ協会は、それじゃあ食育の部分を今までやってきたのかというと、やっていませんでしたよね。だからこそ、今回ここを任せることが妥当なのかどうかがちよっとひっかかっているわけです。その点についてはどのような提案があつて、どう判断されたのか、またあわせてお聞かせいただけますか。

○健幸・スポーツ課長

まず1点でございます。今回、この提案書の中で、スポーツ協会はまちづくり飯塚との連携ということをご提案いたしております。このまちづくり飯塚、こちらはもともと、ダイマル跡地、今は建物がございますけれども、健幸プラザ含めてありますけれども、その一部分を市のほうが購入して健幸プラザとなりましたけれども、商店街のにぎわいづくりというところを目的として設立された団体でございますが、こちらのほうと連携をして商店街のにぎわいの創出を図りたいという提案がなされております。また、先ほどちょっと委員のほうからご指摘ありました食育の事業、こちらのほうも、現在定期的に食育事業、それと毎月1回ではございますが健幸レストランの事業を実施いたしております。この事業については健幸・スポーツ課のほうで実施をいたしておりますけれども、指定管理者になったとしましても、そこは連携して事業を実施していくという予定でございます。

○江口委員

食育の部分、健幸レストラン等々については、直営で継続をするということによろしいですか。

○健幸・スポーツ課長

健幸レストランについては直営で、今後も継続して実施をしていく予定でございます。

○江口委員

その他の食育についてはどうなりますか。

○健幸・スポーツ課長

それ以外の食育事業もそうですし、今現在行っているいろんな健幸都市関連の事業、こちらのほうも継続して実施をしていく予定でございます。

○江口委員

それは市が実施するということですか。

○健幸・スポーツ課長

申しわけありません。その分は市が事業を実施していきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

先ほど、議案162号との関係で事業規模が1億3千万円程度とお聞きしました。仮にこの健幸プラザを加えることになると、それはどのくらいになりましょうか。

○健幸・スポーツ課長

トータルで1億5千万円程度でございます。

○川上委員

それで、委託の関係なんですね。この施設の指定管理者がスポーツ協会になった場合、この部門について委託ができるんですか。

○健幸・スポーツ課長

先ほど、同じになりますけれども、再委託は可能でございます。それぞれ、全てを委託することとはできませんけれども、それぞれの業務の委託は可能となっております。

○川上委員

先ほど公共的な体育施設については、維持メンテナンスということでしたけど、今度の場合は先ほどの質疑にもありましたけど、プラスアルファのものがあるわけですよね、大事な。それで、そうしたところも含めて委託ができるようになるんですか。技術指導というか。

○健幸・スポーツ課長

今、健幸プラザにつきましては、トレーニング室がございます。こちらのほうは、トレーニングの指導というのを委託いたしております。指定管理者になっても、スポーツ協会のほうから委託が発生すると考えております。

○川上委員

とすれば、先ほど市が直営で、委託をかけてやるのは限界に近づきつつありますとか言ったけど、限界までいっていませんという意味でしょうけど、であれば、委託する積極的理由は、見当たらない。市がそこに委託して続ければいい。柔軟な運営とかいうことについては、市が反省すればいいわけでしょう。柔軟にすればいいわけです。そういうことがわかっているのになぜスポーツ協会に、私からすれば1億3千万円でも大丈夫かなと思うのに、さらに幾らか1900万円くらいの事業を押しつけるというか、頼み込むというのは不安を増大する、懸念材料を増大させるだけにしかならないという気がするけど、その辺の議論は内部ではしたんですか。

○市民協働部長

今回、スポーツ協会に体育施設、それから健幸プラザということで、今委員のご指摘のとおり、大きな事業を今回スポーツ協会のほうに非公募で随意契約させていただいております。この背景といたしました先ほどから議論ございますけれども、体育振興会からスポーツ協会という形で社団法人になって、いわゆる体制強化、それから社会的責任を全うするというようなこと、そしてさらには、協会として市内のスポーツ振興を発展していくというような形の体制を整えてこられております。本市としてもともとスポーツ協会に対しては、スポーツの振興を図っていただくために、補助金とか委託事業を出しております。そういうような形でともに市内のスポーツ振興を高めるために市もスポーツ協会も、今まで取り組んできたわけでございまして、そのようなスポーツ協会に対して今回、非公募で指定管理をお願いしたということでございます。それで、スポーツ協会についてはスポーツだけではなくて先ほどもから申しますように、今回スポーツ協会の定款の中では、市民の健康、体力の増進ということで、そういった健康づくり、体力の増進ということについても力を入れて、今回取り組んでいくというようなことになっております。そういうことで今ご心配があるかもしれませんが、私どもとしては今回非公募でスポーツ協会をお願いしたということは、スポーツ協会に全てを任せるというわけではなくて、市も責任を持って、スポーツの振興に取り組んでいき、そしてさらなるスポーツや、健康づくりをスポーツ協会と連携して取り組んでいきたいという思いの中で今回、指定管理をお願いしたということでご理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○川上委員

スポーツ協会には、まだ162号にかかわる指定管理はしてないわけですから、当然。そうした状況の中で、今、部長はこちらから163号のものについては、こちらからお願いしたように答弁されたけど、スポーツ協会の代表理事、あなた方のOBのほうから要望をしたいということなのか、あなた方がお願いして、どういうやりとりがあったんでしょうか。どちらからお願いして、どういうやりとりがあったんでしょうか。

○市民協働部長

今回の指定管理というのは非公募でございますので、当然相手方と協議をしながらやっていったということでございます。

○川上委員

伝わっていないかな、協議のきっかけということなんです。162号関連についてやって

もりたいから、法人格を取得してくださいということだったわけでしょう。163号関係も、最初から話をしたのか、途中からそういう話になったのか、それはどちらから持ちかけたのかということ聞いているんですよ。

○健幸・スポーツ課長

今回の健幸プラザの指定管理導入に当たりましては、まず、市の内部でその指定管理の是非について検討をいたしました。この施設については、その前よりは、私ども健幸・スポーツ課といたしましては、指定管理導入の可能性については、いろんな検討したわけでございますけれども、その中で指定管理が望ましいという結論を、市の中でなる中で、その後、いろんな指定管理者になり得る団体というものを調査といいますか、探っていったわけでございます。その中の一つとして、スポーツ協会がございました。その中で実際に指定管理ができるかどうか、その辺の細かな協議というのはさせていただいたところでございます。

○川上委員

この市役所の部長のOBが、ここの代表理事になると、この指定管理をやっていくのと、どちらが先だったんですか。同時並行ですか。

○健幸・スポーツ課長

指定管理のお話というのは昨年度の話でございますので、今委員のおっしゃられた福田代表理事がなられたのは、ことしの4月でございますので、協議というのはその前でございます。

○川上委員

そしたらこの市役所のOBの方は、指定管理の話をするときに、体育協会一員だったわけでしょう。だから、その準備行為をしながら、自分が代表理事に選ばれていったという経過なんですかね。

○健幸・スポーツ課長

福田さんが代表理事になられるという話と、この指定管理という話については、全くその関連性がないといいますか、ありませんし、先ほど申したように、時期といたしましては、指定管理の話が先にありまして、協議がある程度まとまって、それと別の話の中で協会の法人化という話があって、それがその後になって、福田さんが代表理事に就任されたという順番になっております。

○川上委員

市の職員がどういうスポーツを愛好しようと、OBになってそれを継続しようと自由ですよ、当然。しかし、今回の経過の中で市民の目から見たときに、補助金は出します、そして、指定管理にかかる莫大な事業がそこに行きます。そこに市役所のOBが代表理事になってくださいということで、官製の流れの中で、役所の流れの論理の中で、友達感覚で、こういう事業が進んでいくということではないのかというふうに市民から指摘を受けないように十分な注意しなければならんと思うけど、この市のOBは、かつて市立病院の医者を確保するための参与になったことある方ですよ。2年目、もう1年継続する必要があるということで、飯塚市は予算計上しました。議会も承認している。360万円ぐらいですか。でも、この方は2年目着任しなかったじゃないですか。そういう事実関係がありますよ。これは10年前の話です。こういう中で、飯塚市が一般社団法人に勧奨して介入して、法人格を持つものにしたかもしれないけど、そこにあなた方のOBが代表理事でいくということについて慎重であるべきではなかったかと――。傍聴に行きたかったら、さっさと行ってくれんかな。自分にもかかるようなことかもしれないことを質問しているんだから。だから、その何ていうかな、癒着だとか、官製でこういうものがつくられたということがないかと、そういう指摘についてはどう思うか、お尋ねします。

○市民協働部長

先ほども答弁しましたように、今回の指定管理の非公募の手続の問題と、スポーツ協会のほ

うで代表理事を選ばれた過程というのは、全く関係ございません。なおかつ今回、非公募で、私どものほうが考えたとしても、もちろんそれは、最終的には指定管理導入推進会という第三者機関の中で、きちっと適正に審査されていて、適するか適正でないかの判断をさせていただいておりますので、そういったことを踏まえて、私どもは適正に今回の議案の提案をしているということで考えております。

○江口委員

先ほど運動指導のところについても委託というお話がありました。全体の事業費、健幸プラザ全体の事業費を考えると、今年度の当初予算は1895万4千円なんです。これが、来年度以降に関しては、この指定管理の議案を見る限りでは1839万5千円になるので、少しだけ下がるのかなと。健幸プラザに関しては少しだけ下がるのかなと思ったんですが、今のお話ですと、食育の分は直営ですよ。運動指導は委託というお話しでしたよね。運動指導の委託は市が委託をするということですか。運動指導が当初予算では1192万円の予定なんです。要は、半分以上が運動指導の予算なんです。それがそのまま、残ったまま1800万円プラスになるのか、それとも、このスポーツ協会の指定管理の中に含まれるのかどうなのか。なおさらのこと、スポーツ協会に入るのであれば、それがまた委託に出されるというのは1800万円の過半の部分が委託になさる形なのか、どうか。非常に、ちょっとひっかかるんですが、そのあたりどうなりますか。

○健幸・スポーツ課長

まず、運動指導の面でございますけれども、本年度については、全て市が委託をして事業を実施いたしております。来年度、指定管理者になった場合でございますけれども、その場合、市がその指定管理の中で、指定管理料として設定している数というのは、数を減らしております。その分については、今が、現在250日開催をいたしておりますけれども、これを120日開催の想定をいたしております。それ以外の数につきましては、指定管理者の自主事業として実施していただきたいということで想定をいたしております。

○江口委員

ちょっと全容が見えないんですが、今年度は、ざっと1900万円の予算なんです。これ全部やっているわけですよ。これが来年度以降は指定管理になった中で、スポーツ協会には、指定管理の業務の金額として、指定管理料として、ざっと1840万円を上限に払うわけでしょう。それとは別に、どのような費用が発生するのか、まずそこを教えてくださいませんか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:58

再 開 14:09

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長

今回、指定管理料の算定に当たりまして、委託料といたしましては1839万5千円となっております。算定するに当たりましては、ここに利用料金が発生いたしますので、その分が約320万円、合わせたところで、この施設の合計の支出と申しますのが、2100万円程度になります。その中で、委託費でございますけれども、これまでは、先ほど申しました250回の各事業を行ってございました。この分を、今回120回の想定をいたしております。この分については金額が大幅に減るわけですが、その分については、指定管理者のほうで自主事業をほかに行っていただきたいと。多目的ルームを使って、いろんな事業を行ってもらって、ただし、その分については採算を取りながら事業を実施していただきたいというところで試算をいたしております。

○江口委員

ちょっとまだ納得できないんですが、今1900万円ぐらいあるわけですね。健幸プラザ管理費として、予算としては1895万4千円の支出があるわけですね。利用料の320万円程度というのは、それは収入に入るわけでしょう。それは別だと思うので、とりあえず、その1900万円として、1900万円の中で運動指導業務委託がざっと1192万円あるわけですね。1200万円あるわけですね。この1200万円は、運動指導をする方が、基本的に常駐するためのコストだと思うんです。ですね。健幸プラザに来られた方に、運動指導する方の、それを人を張りつけてくださいねという費用なはずだったんじゃないかと思うんです。その人の張りつけは、これ以降では変わるのか変わらないのか、まずそこを聞かせください。それと250回各事業やっていたのが120回と言われた。これの大きく変わるの、何に何回やっていて、それが今度からは何が何回で120回になるのか。(発言する者あり)当初予算の予算資料ですよ。1192万円って、健康指導業務委託、(発言する者あり)予算資料、当初予算資料。17ページです。(発言する者あり)

○健幸・スポーツ課長

まず現状の人の配置で説明をさせていただきます。受付業務がございます。こちらのほうは市の嘱託職員が3人でシフトを組んで、受付業務に当たっております。それとあわせて、トレーニング室、こちらのほうにトレーニング指導ということで、こちらは委託をいたしまして、1人が常駐をします。ちょっとシフトは組まれておりますけれども、1人が常駐をするという体制でございます。それとあわせて、多目的室のほうでいろんな各種事業を行っているんですけれども、その分が、先ほど申しました現状は250回を行っているということでございます。その1200万円につきましては、先ほど言いましたトレーニング室で常駐を1人しているという方のための委託費用が1200万円でございます。そして、今後その指定管理をするに当たりましては、受付業務、こちらのほうは最低1人を置いていただくというのが内容でございます。トレーニング室においても、1人を置いていただく。そして多目的ルームでは、今250回行ってはおりますけれども、120回行っていただく。この分を合計したところで指定管理料が1800万円に試算されるということでございます。

○江口委員

現状を確認すると、現状が受付で嘱託3人がシフトでやっている。これは3人が交代で1人が常駐ということでしょう。現状は1人常駐ということですね。最低1人常駐してくださいねと、受付でね。それとトレーニング室に委託で1人常駐してくださいねというやつですね。館としては最低、その2人はいるということですね。指定管理になったら、この1人と1人はそのままなんだということでしょう。1人と1人はそのままなんだけれど、トレーニング室、受付の部分は、スポーツ協会が人を張りつけるんでしょう。トレーニング室のところに関しては、スポーツ協会が雇用するなり、委託するなりして手当てをするという理解なのか、それとも市が委託料を払って、直接委託料を払ってどこかに委託をするのか、それはどちらですか。

○健幸・スポーツ課長

スポーツ協会のほうで受付とトレーニング指導のところの配置を行うということでございます。

○江口委員

そうすると、そこが委託になるかどうかというのが結構大きいと思うわけですよ。だって、1840万円の仕事の中で1200万円を外に出すんだったら、そっちがメインでしょうと。スポーツ協会ではなくて、そっちに指定管理をお願いするべきだよという話になるんだけれど、そのあたりは実際には、どういうふうな形をスポーツ協会さんとしては考えておられるんですか。

○健幸・スポーツ課長

今、おっしゃられたところが一番大きなところ、金銭的に一番大きなウエートを占めるとこ

ろになるかと思っております。その辺について今、スポーツ協会のほうでは、そういう適した人材がいるのかどうかというところの検討というか、こういう指定が決定した後に、求人を出したいと考えているところがございますけれども、そういう人がいるのかどうか含めて、今検討がなされている状態でございます。

○江口委員

確実にスポーツ協会さんが直でやるということではないかもしれないということですね。そうすると、果たしてここに指定管理に出すことが妥当かどうかという話になるかなと思うんです。もう一つ、先ほど、食育とかに関しては直接委託に出すという話がありました。（発言する者あり）直営するということ。そうすると、その部分の費用に関しては、幾らぐらいかかる予定なのか。当然のことながら、今は健幸プラザ管理費の中で賄っているんだと思うんです。要は1900万円の中でやっていると思うんだけど、今度それがこの1840万円と別になるわけでしょう。それと、その分を足したところが、今までよりも費用がかかる形になるのかどうなのか、その点はどうですか。どの程度、外に出す形、直営でやる費用としてはどのぐらいを想定されていますか。

○健幸・スポーツ課長

ちょっと整理をさせていただきますと、健幸プラザでいろんな食育事業を行っております。これは市の直営で行っております、来年度以降についても、市の直営で、この分については行っていく予定でございます。そこでかかっている費用でございますけれども、主に職員の人件費でございますので、かかっている費用というのは、その際、必要となっている食材の材料費、この程度で数万円というところでございます。すみません。今の説明させていただいた分で、その分と指定管理の分は関係がないといえますか、指定管理委員の中には、食育に関する分については含まれておりません。

○江口委員

当初予算資料にある健幸プラザ管理費の1895万4千円には、食育の分は入っていないし、金額についても数万円程度であるということですね。なので、今回、その部分についてはいいということなんだろうけど。では、もう一つの問題は、250回事業やっていたのが、これが120回に減るわけですよ。じゃあ、その部分がどのような事業が減って、もともと何をやっていて、これから先何をやるのか、その費用としてはどのぐらいの程度を見込んでおられるのか、お聞かせください。

○健幸・スポーツ課長

これまでの事業でございますけれども、まず250回の内訳としては、いろんな事業を行っております。ヨガであったり、シェイプアップエアロであったり、ちょっと専門的なもので、高スタンスフィットネスであったり、ピラティス、ヨガも中級、初級といったようなレベルを開催いたしております、それぞれ10回から12回のコースで、現在事業を実施いたしております。このうち何を残すか、何を除外するかという分については、決定はしておりません。指定管理者と協議しながら進めていきたいと考えております。現在、これの参加費でございますけれども、1回500円が参加料といたしております。大体その教室の種目によって定員がちよっと違うんですけれども、20名から30名程度が、それぞれ教室の定員となっております。先ほど申しました実際、1教室をした際に、30名参加があれば、500円で計算したときに、1回当たり1万5千円が参加料としてあるわけですが、そのとき必要な経費と申しますのは、講師の謝礼金でございます。1時間もしくは1時間半の事業であれば、講師謝礼金というのは1万5千円程度と想定いたしておりますので、十分自主事業は成り立つのではないかと考えているところでございます。

○江口委員

お聞きしたのは、その250回から120回に減るわけですよ。ではその費用はどう

いうふうに見ているのかなというやつなんです。要は、250回のためにいくらかかる予定であって、これは120回になりました。ある意味、市民からしてみると、最低保障の分は回数がぐっと減るわけでしょう。だけれども、これをもしかしたら自主事業としてやってもらえるかもしれないので、ということですよ。最低120回やってね。それ以上に関してはスポーツ協会の努力にお任せしますよということですよ。それに見合ったコストダウンになるのか。それとも費用は、単にその部分は全然、コストとしては変わらないんだけどという形なのか、そこら辺はいかがですか。

○健幸・スポーツ課長

今、250回を実施するに当たって、その際の委託料と申しますのが380万1600円でございます。これを250で割りますと、1万5206円になります。したがって、先ほど申しました1回500円の参加料で想定した場合に30人集めれば、この分が、これは今平均の分での話になりますけれども、収支が成り立つという計算でございます。（発言する者あり）

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14：25

再 開 14：31

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長

今回の指定管理導入に当たりましては、全体の経費といたしましては、700万円の削減効果がございます。先ほどの申し上げました、それぞれの体制、人の配置等々を含めまして、今の受付業務のところには当たっては、人の時間の重なる時間があったりとかして、そういう形の省略化が指定管理導入に当たっては可能だと考えております。その結果といたしまして、合計で700万円の削減効果を見込んでいただいております。

○江口委員

当初予算の資料にある1895万4千円には嘱託賃金とかが入っていないということですよ。なので、そういったものを含めると、700万円、現行の直営のほうが、高いんだと。要は指定管理することで、700万円節減ができるんだということですよ。ただ、今言ったその各種の事業250回やっていたのが、これが「最低でも120回やってね」とどめると。なので、ここがさっきの計算だったら180万円ぐらい、市民としては事業が減っちゃうんだけど、700万円安くなるので、700万円から180万円引くと最低でも500万円は安くなるんだよ。なおかつ、そこからさらに上乘せするのは協会として頑張ってください、やっていただきたいのということですよ。そういう理解でよろしいですか。

○健幸・スポーツ課長

そのとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、「議案第163号 指定管理者の指定（飯塚市健幸プラザ）」に反対の立場で討論します。この健幸プラザは、もともと平成24年、2012年から5年がかりで本市が官民の資力を投入して120億円投入して、内閣府の認可のもとに事業採択されてやってきたもので、本市としては各分野での市政発展のための根拠地をつくっていくということでした。ただ、その中心市街地活性化事業の中核的な施設ですよ。例えば、商工観光だけではないで

しょうけど、百縁市だとか、2カ月に一遍とか言われていますけど、それでもあれだけのかつての繁栄の時期を彷彿させるような取り組みとか、そして2カ月に一遍、あそこに高齢の皆さん、若い人も含めて集うことが、元気しとったねというようなことで、何というか、買い物という側面と同時に、コミュニティー、交流、また飯塚で一緒に生きていこうね、頑張ろうねというような思いを共有するような場として発展する中の一つとして、この健幸プラザもあったと思うんです。ところが、その後、井筒屋がにわかには撤退を決めて更地になり、そして、地元商店街が白紙撤回を望んでも、その当の飯塚市が市有地を、ゆめタウン、大型店舗、こういう店舗に売却しようと堅い決意を市長以下示しているわけですよ。おまけに国のほうからは、消費税10%という追い打ちもかかってくると。こうなってくると、商店街だけではなくて、中心市街地に市民が暮らし続けるというのが非常に難しいような事態となっていて、市自身が目指したイメージと逆行する流れがある中で、これまでは飯塚市が直接責任を負っていた子育て支援センターとか、これも民間に急に押しつけていくし、そして、それに続いて直営で責任を負うとしてきた今回の健幸プラザも民間、普通の民間じゃないですよ。言わば、あなた方が作り上げたスポーツ愛好団体に管理まで任せていこうという考え方になっているわけですよ。これらの流れから見れば、今回の指定管理者制度への移行というのは、どういうメッセージを飯塚市民に与えるのかと。飯塚市はあれだけ中活と言って、頑張ろう、頑張ろうとか言ってきたのに、もう投げ出すのではないのかと。そして、市のOBが入り込んだ一般社団法人でいろんなメンテ関係の利害関係が発生するでしょう。それが食べ物にされていくのかというようなことさえ心配されると思うんです。それで、それは1番目の問題点、指摘したいことなんです。

2番目は、事業拡大の問題で、この飯塚市スポーツ協会が耐えうるのかと。先ほど1億3千万円で大丈夫かと言いましたけど、さらにこれ受け取ると膨れて1億3千万円。しかもちょっと難しいよね。自主事業とか入ってきて。本当に、協会が適正に管理できるかという懸念も膨れ上がるわけです。これが2点目。

3点目なんですけれども、先ほどの討論で言わなかったんですが、監査の指摘をどう受けとめるかという問題なんですよね。1つは、体育協会が襟を正して能力を充実させるということが求められるということ。それからもう一つは、市の担当課と体育協会の緊張関係が緩んでおったのではないのかという指摘だろうと思うんですよ、読めば。この1に対しては、襟を正して能力を充実させるということでいえば、一般社団法人化によって是正できるというのが市の立場のようですけれども、果たしてそうだろうかという懸念も残ります。特に2については、要するに市の担当課と指定管理者の間の緊張関係についていえば、先ほどからちょっとわかりにくいけれども、市が介入して完成の受け皿づくりを、昨年からここと決めてやってきた。指定管理をすることを含めて。そして、その代表理事になりたいと言ったのか、頼み込んだのかわからないけど、市役所の元部長でしょう。かつ議会の元事務局長でしょう。2元代表制とか言うけど、両方に人脈を持つ人物が、この椅子に座るという事情。考えてみた場合は、監査が求める緊張関係は強まる方向にいくかどうか考えてみただけでもわかると思うんですよ。したがって、さらにこれに再委託問題があるわけですから、私はどうしても、この指定管理者制度そのものについてどうかという問題と同時に、そういうふうにして、あなた方が作り上げた一般社団法人に渡すことについて、二重の懸念を持つので、賛成はできません。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第163号 指定管理者の指定（飯塚市健幸プラザ）」について、原案どおり可決することに賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○川上委員

所管事務調査の申し出をしたいと思います。

○委員長

今から言いますので。川上委員から、「自然環境保全条例の手續及び自然環境保全対策審議会の開催について」、「太陽光発電設備設置事業にかかわる事務について」、「人権・同和啓発に関することについて」、以上3件について、所管事務調査をしたい旨の申し出があります。川上委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。川上委員に発言を許します。

○川上委員

一括してでいいですか。まず、「自然環境保全条例の手續及び自然環境保全対策審議会の開催について」ということなんですけれど、副市長が、本会議の一般質問の中で、私は、アサヒにしろ、ノーバルにしろ、今の危険な状態を打開するためには、工事差し止め仮処分に対抗すべきではないかという質問をしたところ、それもそういう意見が、議会の質問の中であったということを含めて、強硬に県に申し出をしたいと言われました。これについて、本市の自然環境保全条例の第14条で、適正な措置というのがありますけれど、実はこの条例制定準備に当たり、かかわってきた専門家の弁護士が、この中に当然ながら裁判というもの、差し止めを含めて、ありますよという文書を制定時に出しておったものが、昨年12月21日のこの対策審議会で傍聴者用ということではありますけれど、改めて強調ということで、ほかの項目と一緒に出されているんですね。それで、そのことに質問をして、確認して、副市長が福岡県とこの問題で対決して話し合うという形になろうと思いますので、法的な本市としての根拠をもう一つ、裏づけをふやしたいということで、質疑をしたいと思うわけですね。

それから、もう一つは、「太陽光発電の設備設置にかかわる問題について」は、(株)サカヒラの瓦れき類の中間処理施設の増設とあわせて、この対策審議会でも議論、審査が行われています。その審査の成果を確認したいというのが2つ目であります。

それから、3つ目は、「人権・同和啓発に関すること」ですけれども、憲法が保障する内心の自由を侵しかねない市民意識調査を、本市が公権力を用いて、新しい条例を利用しながら、部落解放同盟を特別扱いする事業を進めようとして、人権・同和政策課が解放同盟と一体となって進めているように思われるので、私としては、公正な市政運営を求める立場から、この際、調査をしたいと思うのであります。ぜひ、ご賛同いただきたいと思います。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「自然環境保全条例の手續及び自然環境保全対策審議会の開催について」、所管事務調査を行うことに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成少数。よって、所管事務調査を行わないことに決定いたしました。

お諮りいたします。本委員会として、「太陽光発電設備設置事業にかかわる事務について」、所管事務調査を行うことに賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成少数。よって、所管事務調査を行わないことに決定いたしました。

お諮りいたします。本委員会として、「人権・同和啓発に関することについて」、所管事務調査を行うことに賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成少数。よって、所管事務調査を行わないことに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から1件について報告したい旨の申し出があります。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「スマート・ウェルネス・シティサービス展開事業について」報告を求めます。

○健幸・スポーツ課長

「スマート・ウェルネス・シティサービス展開事業について」報告をさせていただきます。資料1枚を準備いたしておりますので、パソコンの中を見ていただければと思っております。

本事業は、本市が目指す健幸都市の将来像である、「すべての人が健康でいきいきと笑顔で暮らせるまち」の実現に向けて、総務省所管の情報通信技術利活用事業補助金のメニューの一つであるデータ利活用型スマートシティ推進事業を活用し、スマートフォンアプリを利用した健幸ポイントサービスなど4つの事業を展開し、これらの事業から得られたデータを統合して、データプラットフォームを構築するものでございます。補助率は2分の1となっております。

業務委託により、事業を実施いたしますが、委託業務の主な内容といたしましては、4点ございます。1点目が健幸ポイントサービスによる市民意識改革と行動変容の促進でございます。2点目でございますが、健幸まちづくり型「Ma a S」の開発と導入、3点目でございますが、まちづくり決定支援サービスの開発と導入、4点目でございますが、健幸づくりステーション整備モデルの開発と実践でございます。また、これらの各事業により得られましたデータを統合して、データプラットフォームを構築する予定でございます。受託者は千葉県柏市若柴178番地の4柏の葉キャンパス148街区2、株式会社つくばウェルネスリサーチ、代表取締役社長、久野譜也でございます。契約金は4985万8600円でございます。健幸ポイントサービスをにつきましては、既に参加者の募集を行っております。1回目の説明会は開催し、本日が2回目の説明会を開催する予定となっております。以上簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

この事業は、単年度の事業なのかどうか、お聞かせいただけますか。

○健幸・スポーツ課長

単年度事業でございます。事業といたしましては、3月6日までに事業終了するという予定でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。これをもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。